

## 【事案⑤】

### 概 要

市内の医療機関で、市内在住の 12 歳未満の児童に、本来使用することができないファイザー社製オミクロン株対応ワクチンを接種する事案が発生しました。

なお、被接種者については、現時点では特別な体調異変は認められません。

### 発生状況

令和 4 年 11 月 12 日に市内医療機関で、3 回目の新型コロナワクチン接種を家族 3 人（両親と児童）と一緒に接種した際に、児童の体格が大きかったため 12 歳以上と思い込み、誤って 12 歳未満の児童に 12 歳以上にしか接種できないファイザー社製オミクロン株対応ワクチンを接種してしまったと、11 月 14 日に医療機関から市へ間違い接種の報告がありました。

### 原 因

- ・この医療機関は、小児（5～11 歳）接種を実施していない医療機関で予約受付の際は、被接種者の年齢を確認し 12 歳未満の場合は断っていたが、今回予約の電話をしてきた父親が外国籍で日本語があまり理解できず、年齢確認が十分できなかった。
- ・当日家族 3 人で来院した際は、児童の体格が大きかったため 12 歳以上と思い込み、予診票を十分確認せずにオミクロン株対応ワクチンでの接種を実施してしまったが、接種後、生年月日を再度確認したところ接種時点では「11 歳 10 カ月」で 12 歳未満の児童であることが判明した。  
※伊賀市では間違い接種防止のため「5～11 歳」用の予診票を送付し予診票のワクチンの接種量欄に「小児用ファイザー 0.20m l」と印刷していたが接種時に見落としていた。

### 今後の対応

当該医療機関には、児童への接種の際は年齢確認と予診票の記載内容確認の徹底を要請しました。また、他の医療機関にもオミクロン株対応ワクチンは、ファイザーは 12 歳以上、モデルナは 18 歳以上しか接種できないことを再度周知します。